関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○トン
二	一・八トン
三	二五トン
四	三九、四二〇トン
五	一、一六四トン
六	二四トン
七	九トン
八	一七・〇トン
九	三九、八五〇トン
一〇	八、七〇〇トン
一一	一三、八三二トン
一二	五七、六九七トン
一三	五、〇二八、七七九トン
一四	一、〇四三、〇二六トン
一四の二	六〇八、六一二トン
一五	七四二トン
一六	四、四八五トン
一七	一二五、四六七トン
一八	一四、二九八トン
一九	一、〇五七トン
二〇	三八七トン
二一	二六、二五六トン
二二	四四二トン
二三	五、八五七トン
二四	五八トン
二五	○トン
二六	五、六一一トン
二七	一五、八一二トン
二八	七トン
二九	三二一トン

二　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年度の初日から平成二十八年二月二十九日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月二十九日までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量及び同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一三	五、〇二八、七七九トン
一四	九三九、四六四トン

○財務省告示第八十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十七年度の初日から平成二十八年二月二十九日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を次のように告示する。

平成二十八年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

1　平成二十七年度の初日から平成二十八年二月二十九日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十九万九十二トン

二　冷凍牛肉　二十六万六百二十九トン

2　平成二十七年度の初日から平成二十八年二月二十九日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各協定対象外輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　七万二千二百四十二トン

二　冷凍牛肉　九万八千八百五十二トン

○財務省告示第八十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十七年度の初日から平成二十八年二月二十九日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十八年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十七年度の初日から平成二十八年二月二十九日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　六十七万六千四百四トン

二　生きている豚及び豚肉等　六十七万六千四百三十四トン

○財務省告示第八十九号

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律附則第四条第一項の額の計算に関する省令（平成二十七年財務省令第五十四号）第三条第一項の規定に基づき、必要となる資本の額の計算方法を定める件（平成二十七年財務省告示第百八十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

第二条中「百分の八」を「百分の十・五」に改める。

附　則

（適用時期）

第一条　この告示は、平成二十八年三月三十一日から適用する。

（経過措置）

第二条　この告示の適用の日（以下「適用日」という。）から起算して三年を経過する日までの間におけるこの告示による改正後の株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律附則第四条第一項の額の計算に関する省令第三条第一項の規定に基づき、必要となる資本の額の計算方法を定める件の第二条の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

適用日から起算して一年を経過するまでの期間	百分の十・五	百分の八・六二五
平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	百分の十・五	百分の九・二五
平成三十年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	百分の十・五	百分の九・八七五

○財務省告示第八十八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の八第四項の規定に基づき、平成二十七年度の初日から平成二十八年二月二十九日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十八年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十七年度の初日から平成二十八年二月二十九日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十一万九千百七十五トン

二　冷凍牛肉　十五万五千八百六十二トン

○国税庁告示第七号

国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）第十五条第一項に規定する国税庁長官が定める書類を次のとおり定め、平成二十九年一月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

国税庁長官　中原　広

国税通則法施行規則第十五条第一項に規定する国税庁長官が定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第百条第二項の規定により提出する届出書

二　所得税法施行令第百六条第二項の規定により提出する届出書

三　所得税法施行令第百二十三条第二項の規定により提出する届出書